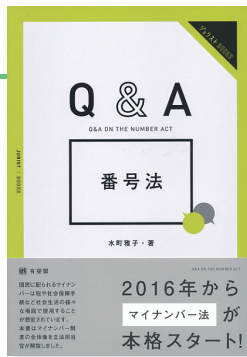


Q&A 番号法

水町雅子

2014年3月刊/159頁/本体1200円+税
A5判/並製



編集担当者から 「Q&A 番号法」は2012年のジュリストリニューアル後、最初に刊行するジュリストブックです。デザインはジュリスト本誌と同じデザイナーが担当しました。ジュリストブックは新たに成立した法律で社会生活に大きく影響するものを対象に一般読者向けに解説するシリーズです。昨年のジュリスト8月号で企業法務担当・公務員向けに番号法（マイナンバー法）を特集しましたが、番号法は一般社会生活に大きな影響を与える法律でもあることから、Q&A方式でやさしく解説する本書を企画しました。

番号法は、全国民に番号を配り、社会保障や税の行政事務で個人番号を活用し、行政運営を効率化したり、公正な行政サービスを行うようにすることなどを目的とした法律です。また、個人番号は重要な個人情報となりますので、個人情報保護法の特例も定めています。

個人番号は来年秋頃に通知される予定で、個人番号を使った行政事務がスタートするのは2016年1月とされています。社会生活の中で税・社会保障が関係する場面は広範です。番号法の最低限の知識は必要となるでしょう。是非、本書をご一読ください。(A)

Point!



QuestionとAnswer・解説を、原則、見開き2頁におさめています。

2. 個人番号03

個人番号は全員に配られるのですか。

A. 個人番号は、全国民、一定の外国人住民に対し、配られます（7条1項、第3条1項・2項・3項）。

1. 個人番号の付番対象者

個人番号は行政事務・行政手続において用いられるため、その対象となる①全国民、②行政サービスの対象となり得る外国人住民に対して、付番されます。

2. 国民

個人番号は、日本に住所を有している全ての国民に付番されます。海外在住者については、日本に住所を移した後、速やかに個人番号が付番されます。年齢の制限などはなく、したがって新生児にも個人番号が付番されます。お子さんにも個人番号が付番されるのは、児童手当の申請、扶養控除の申請、乳幼児医療費助成など各種行政事務・行政手続で、個人番号を利用するため、ある一定の年齢層だけでなく、人の生涯にわたって利用されることとなります。

3. 外国人

個人番号は、親光目的の長期滞在者などを除いた、逾法に3か月を超えて在留する外国人に対しても、配られます。具体的には、中长期在留者、特別永住者、一時帰国許可者、仮滞在許可者、経過滞在者に対し、付番されます（図1参照）。これらは、住民票が作成される対象者でもあります。一度、個人番号を付番された外国人が、日本国外へ転出後再び日本に在留することになる場合は、以前に付番された番号を再度利用することが予定されています。

4. 個人番号の通知時期

個人番号は市区町村長から平成27年10月を目途に、郵送にて通知される予定です。番号制度に伴い、付番対象者全員に通知が一斉に行われるものであり、「一斉付番」「一斉指定」などとも呼ばれています。一斉付番以降は、海外在住者・外国人については日本に住所を移した後、新生児については届出がなされた後、速やかに個人番号が付番・通知されます。

図1. 個人番号が付番される外国人住民

中长期在留者	我が国に在留資格をもって在留する外国人であって、3か月以下の在留期間が決定された量や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者
特別永住者	入籍特例法 ¹⁾ により定められている特別永住者
一時帰国許可者又は仮滞在許可者	入籍法 ²⁾ の規定により、船舶等に乗りついている外国人が親族の可能性がある場合などの要件を満たすときに一時帰国のための上陸の許可を受けれる者（一時帰国許可者）や、不法滞在者が親族認定申請を行い、一定の要件を満たすときに仮に我が国に滞在することを許可された者（仮滞在許可者）
出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	出生又は日本国籍喪失の事実により我が国に在留することとなった外国人

出典：「親光者キムページ」

1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法。
2) 出入国管理及び難民認定法。

0081 | 番号制度の全体像 009